

初診時選定療養費の改定について

当院では、他の病院又は診療所等からの紹介状なしで直接受診される初診患者の方について、通常の前診料とは別に、初診時選定療養費として、1,570円(税込み)をご負担いただいていたおりましたが、この度、高度急性期医療機能のより一層の有効活用を図る観点から、平成26年4月1日以降、**3,240円**に改定させていただきます。

現料金(平成26年3月31日まで)

1,570円



改定後(平成26年4月1日から)

3,240円

【初診時選定療養費】

国が推進している、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の医療機関(かかりつけ医)の紹介状なしに200床以上の病院に初診で受診した場合に、通常の前診料とは別に各病院が定めた料金をお支払いいただくことが承認されたものです。

京都市立病院 院長